

○「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について」の細部取扱いについて（平成14年1月31日付け国自旅第163号）

改 正	現 行
<p>国自旅第163号 平成14年1月31日 国自旅第99号 一部改正 平成16年7月22日 国自旅第24号 一部改正 平成17年4月28日 国自旅第164号 一部改正 平成18年9月15日 国自旅第108号 一部改正 平成19年7月25日 国自旅第118号 一部改正 平成20年6月27日 国自旅第149号 一部改正 平成21年9月29日 国自旅第272号 一部改正 平成25年10月31日 国自旅第437号 一部改正 平成26年1月24日 国自旅第201号 一部改正 平成28年11月1日 国自旅第364号 一部改正 平成29年2月28日 国自旅第54号 一部改正 平成29年6月7日 国自旅第150号 一部改正 令和元年9月18日 <u>国自旅第377号</u> <u>一部改正 令和3年12月22日</u></p>	<p>国自旅第163号 平成14年1月31日 国自旅第99号 一部改正 平成16年7月22日 国自旅第24号 一部改正 平成17年4月28日 国自旅第164号 一部改正 平成18年9月15日 国自旅第108号 一部改正 平成19年7月25日 国自旅第118号 一部改正 平成20年6月27日 国自旅第149号 一部改正 平成21年9月29日 国自旅第272号 一部改正 平成25年10月31日 国自旅第437号 一部改正 平成26年1月24日 国自旅第201号 一部改正 平成28年11月1日 国自旅第364号 一部改正 平成29年2月28日 国自旅第54号 一部改正 平成29年6月7日 国自旅第150号 一部改正 令和元年9月18日</p>
<p>各地方運輸局自動車交通部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車局旅客課長</p>	<p>各地方運輸局自動車交通部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車局旅客課長</p>
<p>「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について」 （平成11年自旅第128号、自環第241号）の細部取扱いについて</p>	<p>「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について」 （平成11年自旅第128号、自環第241号）の細部取扱いについて</p>

標記について、別紙「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可に関する処理方針」の一部改正（平成14年国自旅第159号）を通知したところであるが、申請事案の審査事務について、さらなる迅速化、透明化等を図るため、事案処理に係る細部取扱いを下記のとおり定めたので留意されたい。

記

1. 許可 (略)

2. 事業許可の更新 (2)(イ)について (略)

(2)(ロ)について

- ・ 「専門的な知見を有する者から見て、適切なものであること。」については、公認会計士、監査法人又は税理士が署名・押印した書面（別添様式2-1又は2-2）の提出を求め、これをもって「適切なものである」と判断することとする。
- ・ 前回許可日が属する事業年度から許可を受けようとする日の直近事業年度までの間の実績を記載するものとする。ただし、平成29年3月31日までに許可を受けていた者及び平成29年3月31日までに受理された申請であって平成29年4月1日以降に許可を受けた者に限り、事業許可の初回更新時には、許可を受けようとする日の直近事業年度を含む過去5事業年度の実績を記載することとする。
- ・ 許可を受けようとする日の直近1事業年度の貸借対照表及び前回許可日が属する事業年度から許可を受けようとする日の直近事業年度までの各事業年度の損益計算書を添付するものとする。ただし、平成29年3月31日までに許可を受けていた者及び平成29年3月31日までに受理された申請であって平成29年4月1日以降に許可を受けた者に限り、事業許可の初回更新時には、許可を受けようとする日の直近事業年度を含む過去5事業年度の損益計算書を添付することとする。
- ・ 申請日時点において、直近事業年度の会計処理が終了しておらず、許可を受けようとする日の直近1事業年度の貸借対照表及び損益計算書を提出できない場合においては、会計処理終了後速やかに直近事業年度の貸借対照表及び損益計算書を提出するものとする。
- ・ なお、ここでいう「許可を受けようとする日」とは、当該許可の有効期間満了日の翌日とする。

(3)(ロ)について (略)

3. 事業計画の変更の認可等

標記について、別紙「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可に関する処理方針」の一部改正（平成14年国自旅第159号）を通知したところであるが、申請事案の審査事務について、さらなる迅速化、透明化等を図るため、事案処理に係る細部取扱いを下記のとおり定めたので留意されたい。

記

1. 許可 (略)

2. 事業許可の更新 (2)(イ)について (略)

(2)(ロ)について

- ・ 「専門的な知見を有する者から見て、適切なものであること。」については、公認会計士、監査法人又は税理士が署名・押印した書面（別添様式2）の提出を求め、これをもって「適切なものである」と判断することとする。
- ・ 前回許可日が属する事業年度から許可を受けようとする日の直近事業年度までの間の実績を記載するものとする。ただし、平成29年3月31日までに許可を受けていた者及び平成29年3月31日までに受理された申請であって平成29年4月1日以降に許可を受けた者に限り、事業許可の初回更新時には、許可を受けようとする日の直近事業年度を含む過去5事業年度の実績を記載することとする。
- ・ 許可を受けようとする日の直近1事業年度の貸借対照表及び前回許可日が属する事業年度から許可を受けようとする日の直近事業年度までの各事業年度の損益計算書を添付するものとする。ただし、平成29年3月31日までに許可を受けていた者及び平成29年3月31日までに受理された申請であって平成29年4月1日以降に許可を受けた者に限り、事業許可の初回更新時には、許可を受けようとする日の直近事業年度を含む過去5事業年度の損益計算書を添付することとする。
- ・ 申請日時点において、直近事業年度の会計処理が終了しておらず、許可を受けようとする日の直近1事業年度の貸借対照表及び損益計算書を提出できない場合においては、会計処理終了後速やかに直近事業年度の貸借対照表及び損益計算書を提出するものとする。
- ・ なお、ここでいう「許可を受けようとする日」とは、当該許可の有効期間満了日の翌日とする。

(3)(ロ)について (略)

3. 事業計画の変更の認可等

(略)

4. 事業の譲渡譲受の認可
(略)

5. 合併、分割又は相続の認可
(略)

9. 挙証等
(略)

(別添様式 1) (略)

(別添様式 2 - 1)

(別添様式 2 - 2)

(別添様式 3) (略)

(略)

4. 事業の譲渡譲受の認可
(略)

5. 合併、分割又は相続の認可
(略)

9. 挙証等
(略)

(別添様式 1) (略)

(別添様式 2) (略)

(別添様式 3) (略)